

広島県告示第七百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によつて、平成三十一年広島県告示第四百十五号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域

東広島市八本松東四丁目二七一〇番二の一部及び一三一番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

三 当該措置区域において講じられた実施措置

土壌汚染の除去